

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会
平成28年11月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1600021 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600046 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 22 年 7 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 22 年 7 月から平成 23 年 8 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 12 万 6,000 円、同年 9 月から平成 24 年 8 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 13 万 4,000 円とする。

平成 22 年 7 月から平成 24 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者の A 事業所における平成 23 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 24 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 23 年 8 月の標準報酬月額については、上記訂正後の標準報酬月額である 12 万 6,000 円から 13 万 4,000 円とし、平成 24 年 9 月の標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 13 万 4,000 円とする。

平成 23 年 8 月及び平成 24 年 9 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 8 月及び平成 24 年 9 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ： 平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 10 月 21 日まで

A 事業所に勤務していた際の報酬月額が不当に低く届出されており、その結果、標準報酬月額の記録が実際の給与支給額と大幅に相違している。

請求期間について、給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 22 年 7 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、平成 22 年 7 月から平成 23 年 8 月までは 12 万 6,000 円、同年 9 月から平成 24 年 5 月までは 13 万 4,000 円と記録されていたところ、平成 24 年 6 月 15 日付けで、平成 22 年 7 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられ、厚生年金保険被保険者資格喪失日である平成 25 年 10 月 21 日まで継続していることが確認できる。

また、請求者以外の A 事業所における厚生年金保険被保険者 17 人についても、オンライン記録によると、平成 24 年 6 月 15 日付けで、平成 22 年 7 月 1 日に遡って標準報酬月額を減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書によると、遡及により減額処理された平成 22 年 7 月の標準報酬月額の算定対象月である平成 22 年 4 月から同年 6 月までは 36 万円、平成 23 年 9 月の標準報酬月額の算定対象月である平成 23 年 4 月から同年 6 月までは 20 万円の標準報酬月額に相当する給与が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

また、年金事務所が当該減額処理を行う際に作成した経過書によると、当該事業所は従業員と平成 22 年 3 月から委託契約を締結していたところ、当該委託契約により支払う報酬を給与に含めて届け出ていたことから、遡及して従業員全員の標準報酬月額を訂正する旨の記載があるが、請求者及び複数の同僚は、「従業員が会社と委託契約していた事実はない。」と陳述している上、B 市から提出された請求者の所得証明書によると、平成 22 年から平成 25 年までの所得の内訳は給与収入と年金収入のみであるところ、各年の給与収入額は、請求者から提出された給与明細書における各年の報酬額と一致又はおおむね一致していることが確認できる。

さらに、年金事務所から提出された当該事業所に係る滞納処分票によると、平成 24 年 6 月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

一方、請求者に係る当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下「月額変更届」という。）は、年金事務所において平成 24 年 6 月

7日に受け付けられており、6か月以上遡及した届出であることが確認できるところ、社会保険庁（当時）では、厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生防止を目的として、平成21年3月17日付け庁保険発第0317001号「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について」を発出し、特に6か月以上遡及して標準報酬月額の変更処理を行う場合は、「特定遡及処理要領」に基づき「特定遡及処理連絡・確認票」を作成することとされているところ、作成された当該事業所に係る「特定遡及処理連絡・確認票」には事業主及び役員が記載されているが、添付書類である議事録が見当たらない上、当該委託契約を裏付ける資料を確認した形跡もないことから、年金事務所は当該月額変更届の処理において、「特定遡及処理要領」に基づく必要な事実確認を怠ったものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、平成22年7月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の平成22年7月から平成24年8月までの標準報酬月額については、平成22年7月から平成23年8月までは12万6,000円、同年9月から平成24年8月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

- 2 厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間のうち、平成23年8月1日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月（平成22年9月から同年11月まで）の報酬月額に基づく標準報酬月額は平成24年6月15日付け遡及訂正処理前の標準報酬月額である12万6,000円を上回る20万円、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は13万4,000円であることが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが必要である。

請求期間のうち、平成24年9月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月（平成24年4月から同年6月まで）の報酬月額に基づく標準報酬月額は20万円、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は13万4,000円であることが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により

確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び清算人は資料が無く不明であると回答しているが、平成23年8月1日から同年9月1日までの期間及び平成24年9月1日から同年10月1日までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成23年8月1日から同年9月1日までの期間及び平成24年9月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、平成21年4月1日から平成22年7月1日までの期間及び平成24年10月1日から平成25年10月21日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間については、請求者から提出された給与明細書により事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、給与明細書により確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額を下回っている上、オンライン記録における標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1600083 号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第 1600013 号

第1 結論

昭和 51 年 3 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 3 月から昭和 61 年 3 月まで

請求期間当時は、母が A 市（現在は、B 市）で私の国民年金の加入手続きを行い、集金人に母及び長兄の分と一緒に私の国民年金保険料を納付しており、母から年金手帳を受け取った記憶もあるが、国民年金保険料の納付記録が確認できないので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の母親は既に死亡しており、請求者自身は請求期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、請求者は、母が A 市で請求者の国民年金の加入手続きを行ったとしているが、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 4 月 1 日に C 社会保険事務所（当時）において払い出され、20 歳到達時である昭和 51 年 * 月 * 日に遡って国民年金被保険者資格を取得する処理が行われていることが確認できるところ、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者は請求期間当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 4 月の時点で

は、請求期間のうち昭和 51 年 3 月から昭和 58 年 12 月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

加えて、請求者は、母が集金人に請求者の国民年金保険料を納付していたとして、B 市は、請求期間当時は A 市連合婦人会に国民年金保険料の集金を依頼していたが、納付組織に係る資料が無いので詳細は不明である旨回答していることから、国民年金被保険者名簿により、当時、請求者の母が居住していた地域において、国民年金に加入していた複数の者に、当該婦人会における国民年金保険料の集金業務について照会したが、詳細な情報は得られず、請求者の請求期間における国民年金保険料の納付状況について確認することができなかった。

このほか、請求者及び請求者の母が、請求期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。